

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）

[illegible]

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(中略)	(中略)	記載の適正化
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 0／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 0／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 1／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 1／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 2／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 2／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 3／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 3／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 4／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 4／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 5／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 5／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 6／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 6／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 7／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 7／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 8／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 8／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 9／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（1 9／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 0／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 0／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 1／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 1／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 2／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 2／ <u>3 5</u> ）	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(中略)	(中略)	記載の適正化
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 3／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 3／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 4／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 4／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 5／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 5／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 6／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 6／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 7／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 7／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 8／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 8／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 9／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（2 9／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 0／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 0／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 1／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 1／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 2／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 2／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 3／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 3／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	
表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 4／ <u>3 4</u> ）	表 2. 5－1 汚染水処理設備等の主要配管仕様（3 4／ <u>3 5</u> ）	
(中略)	(中略)	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
図－8 淡水化装置（逆浸透膜装置，蒸発濃縮装置）及び滞留水浄化設備の系統構成図（1/2）	図－8 淡水化装置（逆浸透膜装置，蒸発濃縮装置）及び滞留水浄化設備の系統構成図（1/2）	濃縮廃液移送設備設置による追記及び記載の適正化

変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
(中略)				(中略)				記載の適正化
添付資料－ 1 1				添付資料－ 1 1				
(中略)				(中略)				
別紙－ 3				別紙－ 3				
中低濃度タンク（円筒型）に係る確認事項				中低濃度タンク（円筒型）に係る確認事項				
(中略)				(中略)				
表－ 1 － 3 構造強度及び機能・性能に関する確認事項 （主要配管及びタンク入口配管（ポリエチレン管））				表－ 1 － 3 構造強度及び機能・性能に関する確認事項 （主要配管及びタンク入口配管（ポリエチレン管））				
確認事項	確認項目	確認内容	判定	確認事項	確認項目	確認内容	判定	
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した材料について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載とおりであること。	構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した材料について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載 2 とおりにあること。	
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法（外径相当）について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載とおりであること。		寸法確認	実施計画に記載した主要寸法（外径相当）について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載 2 とおりにあること。	
	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。		外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。	
	据付確認	機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおりに施工・据付ていること。		据付確認	機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおりに施工・据付ていること。	
	耐圧・漏えい 確認 注 1	①：最高使用圧力以上で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。	最高使用圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。		耐圧・漏えい 確認 注 1	①：最高使用圧力以上で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。	最高使用圧力に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。	
②：気圧により、耐圧部からの漏えいのないことを立会いまたは記録で確認する。		耐圧部から漏えいがないこと。	②：気圧により、耐圧部からの漏えいのないことを立会いまたは記録で確認する。	耐圧部から漏えいがないこと。				
③：運転圧力で耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録で確認する。			③：運転圧力で耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録で確認する。					
機能 ・性能	通水確認	通水ができることを立会いまたは記録により確認する。	通水ができること。	機能 ・性能	通水確認	通水ができることを立会いまたは記録により確認する。	通水ができること。	
注 1：耐圧漏えい確認は、①②③のいずれかとする。				注 1：耐圧漏えい確認は、①②③のいずれかとする。				

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																								
(現行記載なし)	表－１－４ 構造強度及び機能・性能に関する確認事項 (主要配管 (鋼管※¹)) <table><tr><th>確認事項</th><th>確認項目</th><th>確認内容</th><th>判定</th></tr><tr><td rowspan="5">構造強度・耐震性</td><td>材料確認</td><td>実施計画に記載した主な材料について、材料証明書または納品書により確認する。</td><td>実施計画の記載のとおりであること。</td></tr><tr><td>寸法確認</td><td>実施計画に記載した主要寸法について、材料証明書または納品書により確認する。</td><td>実施計画の記載のとおりであること。</td></tr><tr><td>外観確認</td><td>各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。</td><td>有意な欠陥がないこと。</td></tr><tr><td>据付確認</td><td>機器が図面のとおり据付ていることを立会いまたは記録により確認する。</td><td>図面のとおり施工・据付ていること。</td></tr><tr><td>耐圧・漏えい確認</td><td>最高使用圧力の 1.5 倍で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。</td><td>最高使用圧力の 1.5 倍に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。</td></tr><tr><td>機能・性能</td><td>通水確認</td><td>通水ができることを立会いまたは記録により確認する。</td><td>通水ができること。</td></tr></table> ※ 1：濃縮廃液貯槽又は R0 濃縮水貯槽から R0 濃縮水貯槽までの鋼管は、タンク入口配管からの転用のため、過去の記録を確認する。	確認事項	確認項目	確認内容	判定	構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について、材料証明書または納品書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法について、材料証明書または納品書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。	据付確認	機器が図面のとおり据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおり施工・据付ていること。	耐圧・漏えい確認	最高使用圧力の 1.5 倍で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。	最高使用圧力の 1.5 倍に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。	機能・性能	通水確認	通水ができることを立会いまたは記録により確認する。	通水ができること。	濃縮廃液移送設備設置による追記
確認事項	確認項目	確認内容	判定																							
構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について、材料証明書または納品書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。																							
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法について、材料証明書または納品書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。																							
	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。																							
	据付確認	機器が図面のとおり据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおり施工・据付ていること。																							
	耐圧・漏えい確認	最高使用圧力の 1.5 倍で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。	最高使用圧力の 1.5 倍に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。																							
機能・性能	通水確認	通水ができることを立会いまたは記録により確認する。	通水ができること。																							

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																								
(現行記載なし)	表－１－５ 構造強度及び機能・性能に関する確認事項 (主要配管 (伸縮継手 (EPDM 合成ゴム管))) <table><tr><th>確認事項</th><th>確認項目</th><th>確認内容</th><th>判定</th></tr><tr><td rowspan="5">構造強度・耐震性</td><td>材料確認</td><td>実施計画に記載した材料について、製品検査成績書により確認する。</td><td>実施計画の記載のとおりであること。</td></tr><tr><td>寸法確認</td><td>実施計画に記載した主要寸法 (外径相当) について、製品検査成績書により確認する。</td><td>実施計画の記載のとおりであること。</td></tr><tr><td>外観確認</td><td>各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。</td><td>有意な欠陥がないこと。</td></tr><tr><td>据付確認</td><td>機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。</td><td>図面のとおりに施工・据付ていること。</td></tr><tr><td>耐圧・漏えい確認</td><td>製品の最高使用圧力の 1.5 倍で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。</td><td>製品の最高使用圧力の 1.5 倍に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。</td></tr><tr><td>機能・性能</td><td>通水確認</td><td>通水ができることを立会いまたは記録により確認する。</td><td>通水ができること。</td></tr></table>	確認事項	確認項目	確認内容	判定	構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した材料について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法 (外径相当) について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。	据付確認	機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおりに施工・据付ていること。	耐圧・漏えい確認	製品の最高使用圧力の 1.5 倍で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。	製品の最高使用圧力の 1.5 倍に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。	機能・性能	通水確認	通水ができることを立会いまたは記録により確認する。	通水ができること。	濃縮廃液移送設備設置による追記
確認事項	確認項目	確認内容	判定																							
構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した材料について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。																							
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法 (外径相当) について、製品検査成績書により確認する。	実施計画の記載のとおりであること。																							
	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。																							
	据付確認	機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおりに施工・据付ていること。																							
	耐圧・漏えい確認	製品の最高使用圧力の 1.5 倍で一定時間保持後、同圧力に耐えていること、また、耐圧部からの漏えいがないことを立会いまたは記録により確認する。	製品の最高使用圧力の 1.5 倍に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。																							
機能・性能	通水確認	通水ができることを立会いまたは記録により確認する。	通水ができること。																							
(現行記載なし)	表－１－６ 構造強度及び機能・性能に関する確認事項 (濃縮廃液貯槽移送ポンプ、濃度調整用 RO 濃縮水移送ポンプ) <table><tr><th>確認事項</th><th>確認項目</th><th>確認内容</th><th>判定</th></tr><tr><td rowspan="2">構造強度・耐震性</td><td>外観確認</td><td>各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。</td><td>有意な欠陥がないこと。</td></tr><tr><td>据付確認※¹</td><td>機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。</td><td>図面のとおりに施工・据付ていること。</td></tr><tr><td>機能・性能</td><td>運転性能確認</td><td>ポンプの性能曲線確認及び運転確認を行う。</td><td>実施計画に記載した容量を満足すること。 また、運転時に異音、異常振動等がないこと。※²</td></tr></table> ※¹：現地では実施可能な範囲とし、必要に応じて品質記録を確認する。 ※²：タンク内部の水中に設置されており、運転性能確認における異音、異常振動等はタンク外から間接的に可能な範囲で確認する。	確認事項	確認項目	確認内容	判定	構造強度・耐震性	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。	据付確認※ ¹	機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおりに施工・据付ていること。	機能・性能	運転性能確認	ポンプの性能曲線確認及び運転確認を行う。	実施計画に記載した容量を満足すること。 また、運転時に異音、異常振動等がないこと。※ ²	濃縮廃液移送設備設置による追記									
確認事項	確認項目	確認内容	判定																							
構造強度・耐震性	外観確認	各部の外観について、立会いまたは記録により確認する。	有意な欠陥がないこと。																							
	据付確認※ ¹	機器が図面のとおりに据付ていることを立会いまたは記録により確認する。	図面のとおりに施工・据付ていること。																							
機能・性能	運転性能確認	ポンプの性能曲線確認及び運転確認を行う。	実施計画に記載した容量を満足すること。 また、運転時に異音、異常振動等がないこと。※ ²																							
(以下、省略)	(以下、省略)																									

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 3.1.9 ALPS 処理水希釈放出設備の運転管理について）																																						
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																				
1.9 ALPS 処理水希釈放出設備の運転管理について （中略） 1.9.3 異常事象発生時等の対応 （中略） 表－1 海洋放出の停止に至る自然現象 <table><tr><th>No.</th><th>手動停止させる事象</th><th>停止理由</th></tr><tr><td>1</td><td>震度 5 弱以上の地震</td><td>地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため</td></tr><tr><td>2</td><td>津波注意報</td><td>津波によって 2.5m 盤の設備が損傷するおそれがあるため</td></tr><tr><td>3</td><td>竜巻注意情報</td><td>竜巻によって各設備が損傷するおそれがあるため</td></tr><tr><td>4</td><td>高潮警報</td><td>設計通りに水頭圧による海洋放出ができないおそれがあるため</td></tr><tr><td>5</td><td>その他</td><td>No.1～4 以外に異常の兆候があり，当直長が停止する必要があると認める場合には，海洋放出を停止させる</td></tr></table> （以下，省略）	No.	手動停止させる事象	停止理由	1	震度 5 弱以上の地震	地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため	2	津波注意報	津波によって 2.5m 盤の設備が損傷するおそれがあるため	3	竜巻注意情報	竜巻によって各設備が損傷するおそれがあるため	4	高潮警報	設計通りに水頭圧による海洋放出ができないおそれがあるため	5	その他	No.1～4 以外に異常の兆候があり，当直長が停止する必要があると認める場合には，海洋放出を停止させる	1.9 ALPS 処理水希釈放出設備の運転管理について （中略） 1.9.3 異常事象発生時等の対応 （中略） 表－1 海洋放出の停止に至る自然現象 <table><tr><th>No.</th><th>手動停止させる事象</th><th>停止理由</th></tr><tr><td>1</td><td>震度 5 弱以上の地震</td><td>地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため</td></tr><tr><td>2</td><td>津波注意報</td><td>津波によって 2.5m 盤の設備が損傷するおそれがあるため</td></tr><tr><td>3</td><td>竜巻注意情報</td><td>竜巻によって各設備が損傷するおそれがあるため</td></tr><tr><td>4</td><td>高潮危険警報</td><td>設計通りに水頭圧による海洋放出ができないおそれがあるため</td></tr><tr><td>5</td><td>その他</td><td>No.1～4 以外に異常の兆候があり，当直長が停止する必要があると認める場合には，海洋放出を停止させる</td></tr></table> （以下，省略）	No.	手動停止させる事象	停止理由	1	震度 5 弱以上の地震	地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため	2	津波注意報	津波によって 2.5m 盤の設備が損傷するおそれがあるため	3	竜巻注意情報	竜巻によって各設備が損傷するおそれがあるため	4	高潮危険警報	設計通りに水頭圧による海洋放出ができないおそれがあるため	5	その他	No.1～4 以外に異常の兆候があり，当直長が停止する必要があると認める場合には，海洋放出を停止させる	記載の適正化
No.	手動停止させる事象	停止理由																																				
1	震度 5 弱以上の地震	地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため																																				
2	津波注意報	津波によって 2.5m 盤の設備が損傷するおそれがあるため																																				
3	竜巻注意情報	竜巻によって各設備が損傷するおそれがあるため																																				
4	高潮警報	設計通りに水頭圧による海洋放出ができないおそれがあるため																																				
5	その他	No.1～4 以外に異常の兆候があり，当直長が停止する必要があると認める場合には，海洋放出を停止させる																																				
No.	手動停止させる事象	停止理由																																				
1	震度 5 弱以上の地震	地震により設備が機能喪失した場合の影響を最小化するため																																				
2	津波注意報	津波によって 2.5m 盤の設備が損傷するおそれがあるため																																				
3	竜巻注意情報	竜巻によって各設備が損傷するおそれがあるため																																				
4	高潮危険警報	設計通りに水頭圧による海洋放出ができないおそれがあるため																																				
5	その他	No.1～4 以外に異常の兆候があり，当直長が停止する必要があると認める場合には，海洋放出を停止させる																																				